

復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用を求める件

東北地方沿岸部を中心に数多くの自治体が壊滅的な被害を受けた東日本大震災から1年が経過した今日も、本市をはじめ被災自治体は、住民の生活再建と地域社会の一日も早い復旧・復興に向け、懸命に努力を重ねている。

昨年11月には、国の第3次補正予算が成立し、本市においても、復興への基本理念と施策の大要を示す震災復興計画を策定するなど、復興に向けた取り組みが本格的に起動したところである。

今般、第3次補正予算の柱の一つである復興交付金について第1次配分額が示されたが、申請総額約3,899億円に対し、今次の決定総額は約2,510億円にとどまっている。3月末には第2次の交付申請が予定されているが、被災地の早期の復旧・復興のためには、福島原発事故への対策等も含め、国のスピード感を持った対応が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、本市をはじめとする被災自治体が決定した復興計画に基づき、早期の復興を実現できるよう、制度本来の趣旨に沿って復興交付金制度を運用し、被災地へ最大限の支援を行われるよう強く要望する。

記

- 1 復興交付金の趣旨は、被災自治体はその地域の特性に応じて、自主的かつ主体的に定める復興計画の実施の支援にあることから、配分額の決定その他運用全体を通じ、被災自治体との意思疎通を図り、その意向を十分に踏まえること。
- 2 対象事業の選定にあたっては、一定の基準の下で、被災自治体の判断に委ねるなど、弾力的な制度運用を図ること。
特に、県道塩釜亘理線の東部復興道路整備事業は、本市のみならず、近隣自治体を含めた広域的な観点から、圏域の市街地を接続する重要路線の整備として、復興計画の根幹をなすものであり、今後の復興交付金において、最大限の措置を講じること。
- 3 被災自治体の復興事業への早期着手を可能とするよう、予算の早期配分に努めるとともに、可能な限り手続きを簡素化し、被災自治体の申請事務の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
復興大臣東日本大震災総括担当 様

仙台市議会議長 佐藤 正昭